

同一労働同一賃金への対応実務と安定した雇用を続ける対策基礎講座

働き方改革関連法のひとつであるパートタイム・有期雇用労働法が改正され、来年4月から中小企業においても同一労働同一賃金を遵守した労務管理が必要となります。その内容は、いわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消を目指すものです。本講座では、改正法の内容と、これに対応するために自社が取り組む必要のある事項と考え方についてご紹介します。

日時 令和2年 **11月17日(火)** 13:30~17:00

会場 広島商工会議所 会議室
広島市中区基町 5-44 ※駐車場・駐輪場はありません。

対象 労務担当者、経営者、管理職など

参加料 会員(広島商工会議所) 5,240円、一般 10,480円
※テキスト代・消費税10%を含みます。

申込方法 本申込書によりFAXにてお申込みください。講座実施日の2週間前より順次、受講証と請求書を参加者に送付いたしますので、期日までに本所あて参加料をお振込みください。※会場定員数に到達次第、申込受付を終了いたしますので、お早めにお申込みください。

講師

石田労務管理事務所

代表 特定社会保険労務士

石田 達則 氏



◆プロフィール◆

人事賃金コンサルタント会社に勤務後、平成15年に石田労務管理事務所を開設。社会・労働保険の手続き業務や就業規則の作成等の相談支援業務のほか、人事労務管理の専門家として、企業の人事賃金制度の構築・導入・支援業務や管理職・従業員向けの労務管理、ハラスメント、人材育成等の研修業務を行う。社会保険労務士資格講座講師としても実績があり、セミナー講師として経験を活かしたわかりやすい解説に定評がある。

＜資格その他＞

特定社会保険労務士、CFP(ファイナンシャルプランナー)メンタルヘルス法務主任者

お問合せ・お申込先 広島商工会議所
中小企業振興部人材開発課 田上(たがみ)
〒730-8510 広島市中区基町 5-44
TEL(082)222-6691 FAX(082)222-6006
URL: https://www.hiroshimacci.or.jp/training/business_school/

FAX 082-222-6006 同一労働同一賃金への対応実務と安定した雇用を続ける対策基礎講座 参加申込書 (DM)

- 1 なぜ今働き方改革なのか
- 2 同一労働同一賃金で何が変わるの
- 3 不合理な待遇差の考え方
 - ①均等待遇と均衡待遇
 - ②改正パートタイム・有期雇用労働法について
 - ③不合理格差判断の3要素
- 4 基本給、賞与、各種手当等、待遇ごとの考え方
ガイドラインを踏まえた検討
- 5 パートタイム・有期雇用労働者への説明義務
 - ①説明義務の内容は
 - ②比較する労働者について
 - ③説明の方法
- 6 派遣労働者に関する改正
- 7 改正に対応する社内整備の進め方
 - ①人事賃金制度の考え方
 - ②役割責任の洗い出し
 - ③処遇ごとの目的と内容の洗い出し

※グループワークを控え、スクール形式で実施予定です。また、コロナウイルス感染拡大の状況により、内容が一部変更になる可能性があります。

社名			
住所	〒 -		
TEL	() -	FAX	() -
ご担当	※ご記入がない場合、参加者に受講票・請求書を発送いたします		
業種			
備考	会員(広島商工会議所) ・ 一般(該当をO印で囲んでください)		

氏名	所属部署	役職	性別
参加料(@ 円) × (名) = (¥ 円)			